

### ◆10月から『介護予防・日常生活支援総合事業』が始まります

平成27年の介護保険制度改正に伴い、現在、要支援1・2の認定を受けた方に提供されている『介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）』と『介護予防通所介護（デイサービス）』は、市町村が実施する『介護予防・日常生活支援総合事業』（以下、『総合事業』）に移行することになりました。

全ての市町村が平成29年4月までに総合事業を実施する必要があり、本町では、平成28年10月から実施します。

#### ■総合事業の特徴

(1) 多様な主体により多様なサービスを展開

高齢者を含めた幅広い世代の住民、ボランティア、事業者など、さまざまな人や団体の活動を支援しながら、高齢者に対するサービスを充実していきます。

(2) 社会参加の視点を取り入れた介護予防を促進

『心身機能』だけでなく、『参加』、『活動』の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域の中での役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続できることを目指します。

#### ■総合事業のサービスの種類

訪問型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と同じサービス</li> <li>・NPOなどの一定の基準を緩和した事業所等による生活支援サービスなど</li> </ul>
通所型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の介護予防通所介護（デイサービス）と同じサービス</li> <li>・地域ボランティアなどによるミニデイサービスなど</li> </ul>

※詳しくは保健福祉課介護福祉係までお尋ねください。

#### ■総合事業を利用できる方

- (1) 要支援1・2の方、または基本チェックリストにより総合事業対象者に該当した高齢者
- (2) 第2号被保険者（40歳～64歳）で要支援認定を受けた方

#### ■利用の方法

- ・要支援認定のある方で、介護予防訪問介護または介護予防通所介護を利用している方は、10月以降の要介護認定の更新後に総合事業へ移行します。ご本人の意向や状態を踏まえ、地域包括支援センターや担当ケアマネジャーと相談し、必要に応じてサービスを利用します。
- ・お元気な高齢者の方は、65歳以上を対象とした健康づくりや介護予防事業のほか、『いきいきふれあいサロン』や『老人クラブ』などの身近な地域活動に参加していただいたり、各種体操教室などに参加が可能です。

### ◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業実績についての報告（利用者の1割または2割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,951人	平成28年6月末日 現在
要介護（支援）認定者		1,016人	
給 付 実 績	在宅介護サービス費	38,633,853円	平成28年5月の 給付実績
	施設介護サービス費	58,355,817円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	36,528,328円	
	介護サービス費 合計	133,517,998円	